

AFP・2級FP技能士 スピード合格講座 過去問講座

1

ライフプランニングと 資金計画

本書の使い方

本書は、過去の本試験問題をテキストに出てくる順に掲載してありますので、テキストを前から読みながら、問題演習することができます。

章がまたがる問題については、原則として、後ろの章に掲載しました。

すべての問題について、

難易度を表示しました。

- A …… やさしい問題でとりこぼしのできない問題
- B …… ややむずかしいがとらなければならない問題
- C …… かなりむずかしいが50%ぐらいの確率で解ける問題
- D …… 超難問で誰も解けないので演習不要の問題

解答時間の目安を表示しました。

出題年次を明示しました。

Q1-1

難易度 A 時間の目安 1分30秒 出題 H30-1月-1

ファイナンシャル・プランナーの顧客に対する行為に関する次の記述のうち、職業倫理や関連法規に照らし、最も適切なものはどれか。

この問題は、やさしい問題で、解答時間の目安は1分30秒、平成30年1月に実施された、第1問であることを示します。

出題 H30-5月-1 は5月、出題 H30-9月-1 は9月に実施された試験で出題されたことを示します。

正解は、解答解説ページの下側に配置し、文字の濃度を薄くして、演習中に見えにくいようにしました。

正解 A1-1 3 A1-2 3

解答解説ページを見ないようにするためには、受講ガイドにはさんであります「目隠しシート」をお使いください。



問題演習の取り組み方

問題演習はあくまでも実力アップのために取り組むものです。単に答えがあっているかどうかだけでなく、答えを導くまでの過程が大切です。ですから、以下のよう実践してみてください。

- ① フォーサイト演習ノート（学科用）をご活用ください。このノートに、1つの選択肢ごとにそれぞれ理由を書きながら解いてください。時間がかかりますが、確実に実力がアップします。特に誤りだと思った選択肢については、ただ漠然と誤りだと判断するのではなく、「どの部分が誤りで、そこをどのように訂正すると正しい内容になるのか」を書き出すようにしましょう。
- ② 問題集は何回も繰り返し学習するため絶対にボールペン等で書き込みをしないようにしてください。また、鉛筆を使用する場合でも強く書くと跡が残りますので、注意しましょう。
- ③ 最初のうちは時間がかかると思いますが、徐々に解くスピードが早くなりますので、時間を気にしないようにしてください。
- ④ 終了後、解説を確認して答え合わせをしてください。この際、以下のことを守ってください。
 - 重要だと思うことはテキストの余白に書き込んでください。
 - 答え合わせにおいて重要なことは答えが正しいかどうかではなく、自分の考えたプロセスが正しいかどうかです。自分のノートと解説をよく見比べてください。
 - 答え合わせの後、次回演習の目安とするため問題に○・△・×のいずれかを記入してください。

- …… 正解し、理解しているので再学習不要
- △ …… 正解だが考え方が不安なので再度学習
- × …… 不正解、理解していない

1 X 10月1日 Time 2分45秒 2 △ 10月2日 Time 2分10秒 3 O 10月4日 Time 1分30秒 4 月日 Time 分秒 5 月日 Time 分秒

以上の方法により、過去問を3回以上繰り返してください。なお、2回目以降は前述の△・×の記載のある問題を中心に演習しましょう。

最後に、受講生から、よく「私は同じ問題を何度も同じ箇所で間違えるのですが」と相談を受けます。人間誰しも同じ過ちを繰り返すものです。間違えた問題には正確に内容を理解できるまで何度も挑戦してみてください。

Q1-1

難易度 A

時間の目安 1分30秒

出題 H30-5月-1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 税理士資格を有しないFPが、顧客からふるさと納税に関する寄附金控除の制度について聞かれ、所得税法の条文等を示しながら一般的な解説をした。
2. 弁護士資格を有しないFPが、顧客からの要請に応じ、当該顧客を委任者とする任意後見契約の受任者となった。
3. 社会保険労務士資格を有しないFPが、老齢基礎年金の受給資格期間短縮について聞かれ、法改正の内容や受給申請方法を説明した。
4. 金融商品取引業の登録を受けていないFPが、顧客と資産運用に関する投資顧問契約を締結したうえで、値上がりが見込める株式の個別銘柄を推奨し、その購入を勧めた。

A1-1

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒

1. 所得税法の条文等を示しながら**一般的な解説**をするのであれば、税理士資格は必要としません。
2. 任意後見契約を締結して任意後見受任者になるためには、特に必要な資格はありません。
3. 社会保険労務士資格を有しないFPが年金の請求手続きなどの社会保険関連手続を代行することは社会保険労務士法に抵触しますが、法改正の内容や受給申請方法の説明にとどまる場合は社会保険労務士資格は必要ありません。
4. 金融商品取引業の登録を受けていないFPは、資産運用の相談に来た顧客に対し、**投資顧問契約を締結することはできず、株式等の個別具体的な投資助言をすることはできません。**

Q1-2

難易度 A

時間の目安 1分30秒

出題 H30-9月-1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 税理士資格を有しないFPのAさんは、顧客から所得税における医療費控除について相談を受け、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の対象となる医薬品等に関する一般的な説明を行った。
2. 社会保険労務士資格を有しないFPのBさんは、顧客から公的年金の遺族給付について相談を受け、当該顧客が受給できる年金額を計算して解説し、年金の請求手続きを業務として報酬を得て代行した。
3. 司法書士資格を有しないFPのCさんは、顧客から将来の財産の管理を依頼され、当該顧客の任意後見受任者となった。
4. 損害保険募集人の資格を有しないFPのDさんは、戸建て住宅に居住中の顧客から地震保険についての相談を受け、地震による倒壊などの損害を被ったときの一般的な補償内容を説明した。

A1-2

1	月 日	2	月 日	3	月 日	4	月 日	5	月 日
Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒	Time	分 秒

1. FPが、顧客から所得税における医療費控除について相談を受け、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品等に関する**一般的な説明**を行うのであれば、税理士資格は必要ありません。
2. 社会保険労務士資格を有しないFPは、有償・無償を問わず年金の請求手続きを業務として代行することは社会保険労務士法に抵触します(社会保険労務士法2条1項)。
3. 任意後見受任者となるのに、特に必要な資格はありません。
4. FPが、戸建て住宅に居住中の顧客から地震保険についての相談を受け、地震による倒壊などの損害を被ったときの**一般的な補償内容の説明**を行うのであれば、損害保険募集人の資格は必要ありません。